

I 基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。特に、中学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」をはぐくむことが重要になっている。

本校では、「知・徳・体バランスのとれた生徒の育成」目指し、生徒・保護者・地域にとって「行きたい学校、通わせたい学校、行ってみたい学校」「安心・安全で自己実現できる学校」を基本理念に掲げ、全教職員の協働体制による学校教育活動を推進している。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。このことは、極めて残念であり学校現場は真摯に受け止めていかななくてはならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護及びその健全な心身の成長並びに人格の形成に資することを目的として、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を示した。

その内容としては、

- 1 いじめが全ての生徒に関係する問題であるという考えのもと、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して取り組むこと。
- 2 全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目指して取り組むこと。
- 3 いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して取り組むこと。となっており、この基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が求められている。

校長を中心とした連携・協力体制を構築して、全教職員が生徒の発しているサインを見逃すことがないように、教師は常に「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って生徒に接し、教員相互の情報交換を密に行いながらいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは絶対に許されないこと」「いじめる側が悪い」という認識を、生徒と教師が共に持つことが前提となる。

このことを念頭に下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II 本校のいじめ防止基本方針

- 1 教育相談の充実による自己有能感を培う教育の推進
- 2 道徳教育の充実を通じた規範意識の醸成
- 3 教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

III めざす学校像

- 1 (生徒)学校生活が楽しく、毎日行きたくなる学校
- 2 (保護者・地域)安心・安全で開かれた通わせたい学校、行ってみたい学校
- 3 (教職員)組織力で課題解決に取り組む学校

IV めざす生徒像

- 1 目標をもって自ら学び、確かな学力を身につけた生徒
- 2 自他を大切にし、思いやりの心を持つ生徒
- 3 体力向上に努め、健康で安全な生活ができる生徒

V めざす教職員像

- 1 心身ともに健全で、確かな指導力を持った教職員
- 2 保護者や地域の願いを受け止め、共に歩む教職員
- 3 人間性豊かで、信頼される教職員

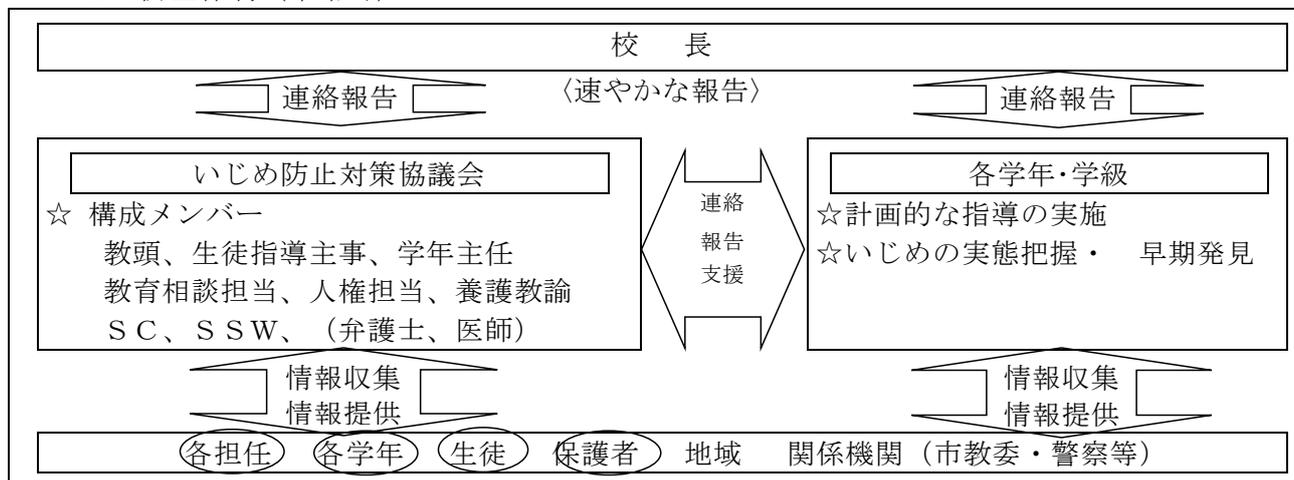
VI 基本的な方針

「学校組織力を発揮し、生徒の生きる力を育み、いじめのない学校づくりをめざす」

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- (1) 教頭及び生徒指導主事、教育相談担当教師を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し定期的な会議を実施する。また、いじめ防止マニュアル、いじめ防止年間指導計画を作成するとともに、外部専門家の助言を得る。
 - ① 毎月1回の生徒アンケートを実施して早期発見・早期対応を図る。
- (2) 教育相談担当教師やスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ① 全生徒対象の教育相談を年2回実施する。
 - ② 定例の特別支援教育推進委員会を開催する。
 - ③ SCやSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携して校内研修を実施する。
 - ④ 外部講師によるストレスマネジメント・アンガーマネジメントを実施する。
- (3) 専門的な知識を有する専門家を講師招聘して、教師一人一人が自己研鑽に努め、プログラム能力を身につけさせていじめ防止に対処させる。
 - ① 専門家を招聘していじめ防止研修を行う。
 - ② 「体罰根絶のためのチェックシート」等を活用して、教師の人権感覚の高揚を図る。
- (4) 生徒会を中心にルール作り等に取り組みせ、望ましい集団づくりによりいじめの防止に努める。
 - ① 生徒フォーラムを実施する。
 - ② 生徒憲章の作成、生徒会によるキャンペーン等を実践する。
- (5) 学校としての取組
 - ① 道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成する。
 - ② コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを実践する。
 - ③ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行い「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
 - ④ 各学級で、年2回、QUアンケートを実施していく。
- (6) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
 - ① PTA総会や保護者会、家庭訪問等で学校での取組を説明し、保護者や地域の理解・協力を努める。
 - ② 学校だよりやホームページ等を活用し、地域社会にいじめ防止の取組に対する理解を図る。
- (7) 教職員、生徒、保護者等によるいじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

いじめ防止体制（平常時）



2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

(1) いじめられた生徒への対応

- ① いじめが確認された場合は、校長の指示を受け生徒指導主事を中心としたいじめ防止対策協議会設置し早急に対応する。
- ② 人権に配慮しながら事実関係を確認し指導するとともに、指導の経過等を記録する。
- ③ 保護者に対して事実説明を行うとともに、再発防止体制について説明し理解を得る。
- ④ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し全教職員でサポートチームを構築し解決に向けた支援を行う。
- ⑤ 養護教諭やSC及び校医と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行う。
- ⑥ 緊急避難として欠席した場合には、学習補償プログラムを作成する。
- ⑦ 家庭訪問を実施して生徒に安心感をもたせる。
- ⑧ 教育委員会に事実関係を報告する。

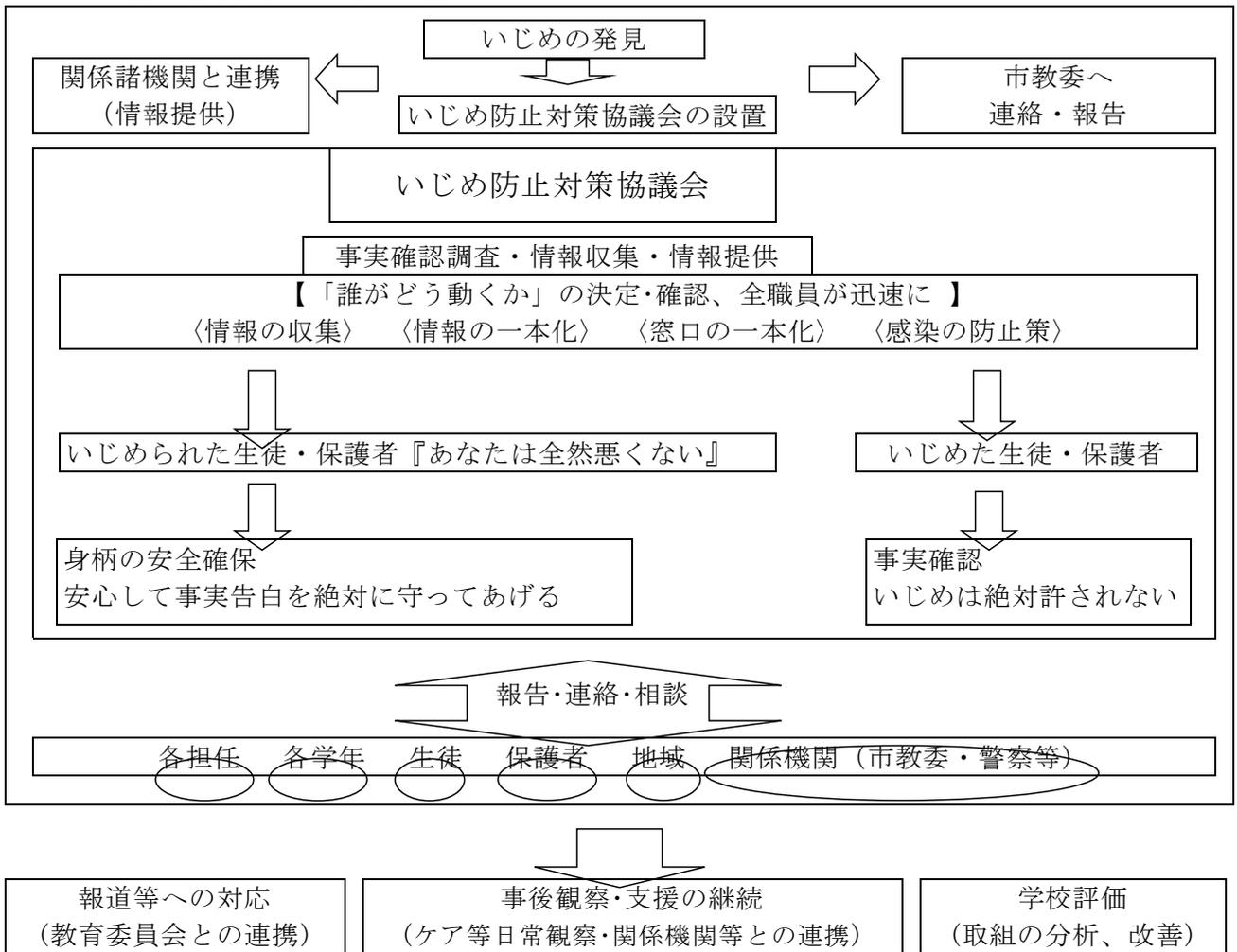
(2) いじめた生徒への対応

- ① 事実確認を行い「いじめは許さない」という毅然とした継続的な指導を行う。
- ② いじめに至った原因や背景を確認し立ち直りの支援を行う。
- ③ 家庭に指導経過を連絡するとともに保護者と連携した指導を構築する。

(3) 学校としての取組

- ① 事実を受け止めて改善策を協議し人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ② 学級指導の見直しや授業改善を図り充実した生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ③ 学校公開等により保護者や地域と課題を共有しいじめのない学校づくりを進める。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

(1) 重大事態とは

- ① 生徒が自死を企図した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合

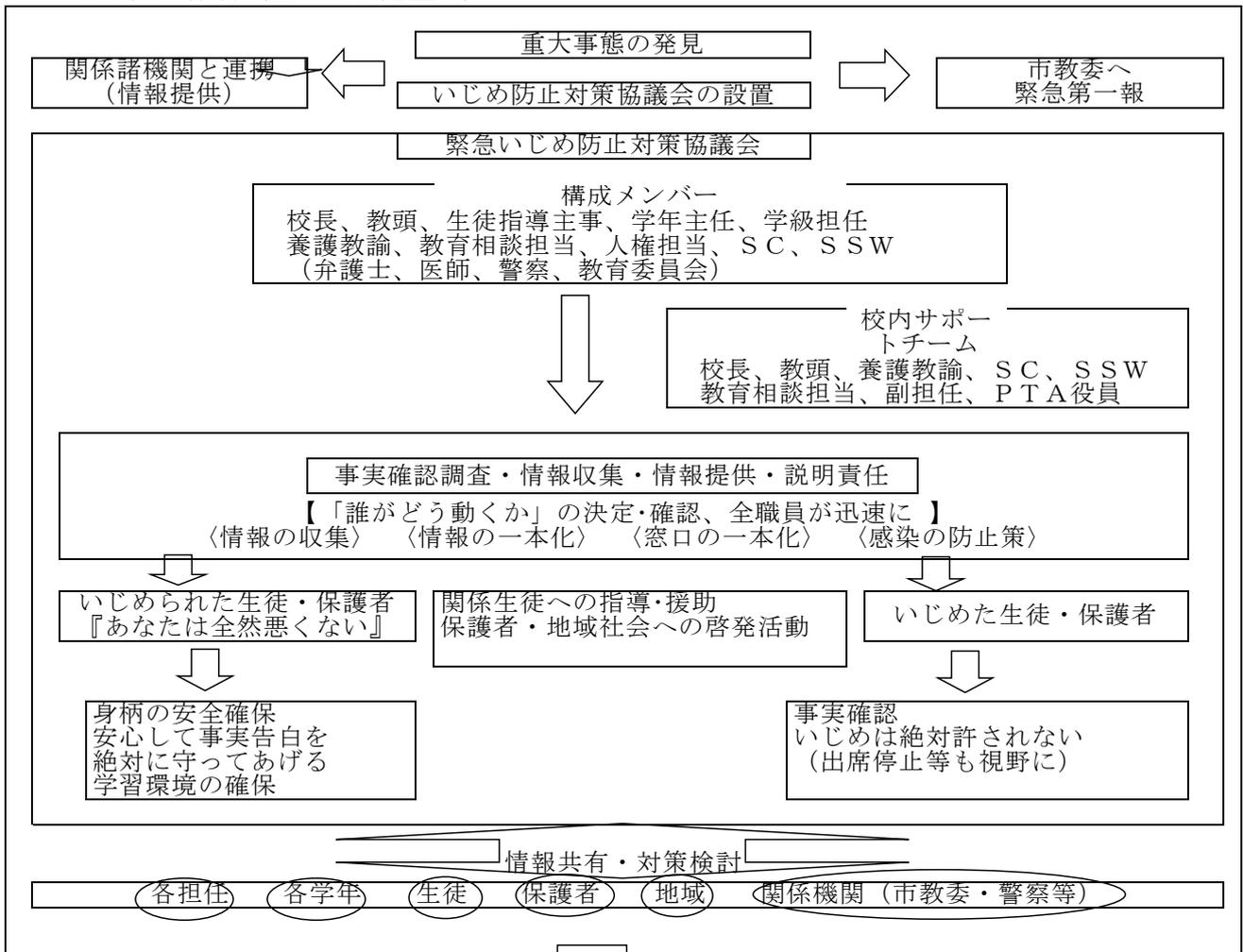
(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。

同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。